

池田市準用河川の占用に関する条例 占用料金参考表

占用物件		占用料					
		単位	期間	令和7年度(現行)	令和8年度	令和9年度	
円							
電柱	本柱、支柱及び支線柱	1本	1年	3,400	3,600	3,600	
	支線			-	1,800	1,800	
電話柱	本柱、支柱及び支線柱			1,980	2,100	2,100	
	支線			-	1,050	1,050	
電柱及び電話柱以外の柱類				150	180	210	
共架電線その他上空に設ける線類				長さ1メートル	20	21	21
地下に設ける電線その他の線類					10	12	13
地上に設ける変圧器				1個	1,500	1,800	2,100
地下に設ける変圧器				占用面積1平方メートル	1,000	1,200	1,300
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所				1個	3,000	3,600	4,200
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300	1,560		1,800		
広告塔		表示面積1平方メートル	11,000	8,400	8,400		
その他のもの		占用面積1平方メートル	3,000	3,600	4,200		
上下水道、電気、ガスその他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	1年	100	88	88	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			100	120	130	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			150	180	190	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			200	240	250	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			400	380	380	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			400	480	510	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,000	880	880	
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの			1,000	1,200	1,300	
外径が1.0メートル以上のもの			2,000	2,400	2,500		
工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方メートル	1月	1,100	840	840	

備考

- 1 この表中「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 2 この表中「表示面積」とは、広告塔の表示部分の面積をいう。
- 3 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 4 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 5 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるときは、1月として計算する。
- 6 算定した占有料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。